

## 令和4年度ワーケーションマッチング促進事業業務委託仕様書

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に端を発する社会状況の変化により、新しい生活様式に対応した旅行形態として、観光地でテレワークを行うワーケーションが注目されている。ワーケーションの受入により、宿泊施設の平日を中心とした客室稼働率の向上や地域への経済波及効果が期待できるため、県内へのワーケーション誘致を促進する。

### 2 用語の定義

#### (1) ワーケーションの形態

休暇型	福利厚生型	有給休暇を活用してリゾートや観光地等でテレワークを行う形態
業務型	地域課題解決型	地域関係者との交流を通じて、地域課題の解決策を共に考える形態
	合宿型	普段の職場から離れ、職場のメンバーと会議や研修等を行う形態
	サテライトオフィス型	サテライトオフィスやシェアオフィスでテレワークを行う形態

(2) 「(指定都市内における)観光地ワーケーション受入環境整備促進事業」市町が作成する観光地ワーケーション受入計画に基づき、宿泊事業者が当該宿泊施設において、宿泊者が仕事をできる環境を整備することにより、誘客を図る事業(指定都市内における観光地ワーケーション受入環境整備促進事業費補助金交付要綱(令和3年3月31日付け観政第490号)第2(1)に該当する事業を除く。)をいう。

#### (3) 観光地ワーケーション受入計画

(2)「(指定都市内における)観光地ワーケーション受入環境整備促進事業」を実施しようとする市町が作成する計画。市町の現状、課題、市町でのワーケーション取組内容等を記載している。作成した市町及び連絡先は別表参照。

### 3 業務の内容

#### (1) マッチングイベントに参加する企業の募集

- ・首都圏及び中部・関西圏のワーケーション実施可能性がある企業を対象に、マッチングイベントに参加する企業(参加企業)10~15社程度を募集すること。ただし、参加企業は少なくとも10社以上とし、15社以上

も可とする。

- ・参加企業は、目指すワーケーションの形態別に、休暇型5～10社程度、業務型5社程度とする。
- ・ワーケーションの受入を希望する地域（受入地域）に配布するため、参加企業の基本情報や希望するワーケーションの形態等をまとめた資料（マッチングシート）を作成すること。
- ・募集の方法、想定される業種や声掛けする企業数及び参加企業数、作成する資料のひな形等について提案すること。なお、参加企業については、ワーケーションの形態別に数社、具体的な企業名を挙げること。

(2) マッチングイベントに参加する地域の選定

- ・受入地域についての情報を収集し、マッチングイベントに参加する地域（参加地域）3地域程度を選定すること。ただし、参加地域数はあくまで想定であり、提案による増減も可とする。
- ・参加地域は、受け入れるワーケーションの形態別に、休暇型2地域程度、業務型1地域程度とする。
- ・参加地域には、「観光地ワーケーション受入計画」を作成した市町2地域以上を含むこと。
- ・参加企業に事前に配布するため、各地域についての情報をまとめた資料（マッチングシート）を作成すること。
- ・参加地域の候補や選定方法等について提案すること。

(3) マッチングイベントに参加する地域及び企業の支援

- ・地域の魅力を十分に企業側に伝えられるよう、参加地域の関係者（行政、観光団体、観光事業者等）への事前指導を実施すること。
- ・参加企業には、事前に検討できるよう、参加地域情報の提供等の支援を行うこと。
- ・指導の方法、場所、回数、作成する資料のひな形等について提案すること。

(4) マッチングイベントの開催

- ・マッチングイベントは、受入地域毎に開催し、企業の役員や福利厚生担当者、研修担当者等が受入地域を訪問して、観光施設、宿泊施設、テレワーク施設等を視察した後、面談を行う個別マッチング形式とする。ただし、目的に沿った内容であれば、会場型の商談会形式やオンラインによる開催も可能とする。
- ・マッチングが成立しやすいよう、時期や場所、プログラム等に配慮すること。
- ・イベントが円滑に進むよう、受入地域のフォローアップを実施すること。

- ・マッチング成立数の目標を記載すること。
  - ・マッチングイベントは令和5年1月末までに実施することとし、期間内に実施が難しい場合には、実施を想定する時期及び理由を挙げること。
- (5) マッチングイベント終了後のフォローアップ
- ・委託業務完了までの間、参加企業に対し、ワーケーションの実施について働きかけると共に実施状況の確認を行うこと。
  - ・ワーケーションに実施に繋げるための具体的な支援内容や回数等を記載すること。
- (6) その他事業を遂行するために必要な業務
- ・事業全体のタイムスケジュールを示すこと。
  - ・本事業以外に県内地域で実施するワーケーション及びテレワークに関する事業を受託している事業者は内容の重複がないよう留意すること。
  - ・事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を図ること。
  - ・その他、事業の実施に付随する業務を行うものとする。

#### 4 報告及び成果物の提出

本事業終了後、期限までに事業実績に係る報告書（印刷物）を2部提出すること。また、報告書（印刷物）とは別に、報告書の電子データ及び制作物等をUSB・DVD等の電子媒体に記録して、提出すること。

- (1) 報告書記載事項
- ア 上記業務内容の実施内容・成果
  - イ その他、静岡県が示したもの
- (2) 納品期限 令和5年3月10日（金）
- (3) 納品場所 静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課

#### 5 その他

- (1) 事業実施の条件
- 委託業務の実施に当たっては、随時、実施内容を静岡県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進める。本事業の進捗及び事業執行の状況について、静岡県の求めがあった場合には、速やかに報告書を提出するものとする。
- (2) 業務遂行
- 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は静岡県と連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

契約に当たり、原則として全業務の再委託は認めない。ただし、契約事務の一部を委託する場合について、静岡県承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 著作権

本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、静岡県に帰属するものとする。

(別表)

観光地ワーケーション受入計画策定市町

地域		市町名	課名	電話番号
賀茂	1	東伊豆町	観光産業課	0557-95-6301
	2	南伊豆町	商工観光課	0558-62-6300
東部	3	伊東市	観光課	0557-32-1711
	4	伊豆の国市	観光文化課	055-948-1480
	5	御殿場市	観光交流課	0550-82-4622
	6	小山町	観光スポーツ交流課	0550-76-6114
中部	7	静岡市	観光・MICE 推進課	054-221-1438
志太 榛原	8	島田市	観光課	0547-36-7399
	9	牧之原市	商工観光課	0548-53-2623
中遠	10	掛川市	観光交流課	0537-21-1121
西部	11	浜松市	観光・シティプロモーション課	053-457-2295